

タクシー運送サービス取扱いに関する特約

第1条(目的及び適用関係)

1. 本特約は、次条に定めるタクシーにおける、運送サービスの利用代金(以下、「運送サービス利用代金」という)にかかる信用販売に関して、次条に定める加盟店契約を基本契約とし、当該加盟店契約の定めと異なる事項を定めるものである。
2. 加盟店は、運送サービス利用代金にかかる信用販売を取り扱うにあたり、加盟店が遵守すべき事項及び講じるべき措置等について、加盟店契約及び本特約に従うものとし、加盟店契約と本特約とで異なる定めについては、本特約が優先して適用され、本特約に定めのない事項については、加盟店契約と本特約とで使用される用語の違いにかかわらず、加盟店契約が適用又は準用されることを承諾するものとする。

第2条(定義)

1. 「タクシー」とは、加盟店の指定するタクシーのうち、領収書等の出力機能を有す車載端末機(以下「車載端末機」という)を搭載したタクシーをいう。
2. 「加盟店契約」とは、加盟店と当社間で締結する、加盟店の店頭でのクレジットカード等による信用販売の取扱いに関して定める加盟店契約であって、加盟店が本特約に基づく信用販売を行うにあたっての基本となる契約をいう。

第3条(タクシーにおける信用販売の制限)

1. 加盟店が取り扱うことのできる信用販売の種類は、1回払いのみとする。
2. 加盟店が信用販売することができる運送サービスの利用代金とは、次の各号の代金等をいい、現金の立替、チップ、過去の売掛金等、本項に定める以外の代金は、信用販売できないものとする。
(1) タクシーに設置されている料金メーターの表示額
(2) 会員の依頼又は承諾を得て利用した有料道路の料金
(3) 会員の依頼又は承諾を得て利用した有料駐車場の料金
3. タクシーにおける1回あたりの信用販売限度額は、次の各号のいずれかにより算出され、かつ、5万円未満(税金含む)とする
(1) 会員が1乗車当り利用することのできる金額
(2) 会員が同一日、同一車両を複数回利用した場合は、その累計金額

第4条(車載端末機)

1. 加盟店は、当社に対し、車載端末機の仕様・機能を予め当社の指定する方法で通知し、当社の承認を得るものとする。なお、車載端末機について、加盟店は、無効カードを識別する機能を有さない等、本特約に定める信用販売を円滑に行うことが困難となる車載端末機を用いないものとする。
2. 加盟店が車載端末機を変更する場合も、前項と同様に取り扱うものとする。

第5条(信用販売の方法)

加盟店は、会員からカードの提示による運送サービス利用代金の信用販売を求められた場合、加盟店契約に従い、提示されたカードの有効性及びカードの提示者とカードの名義人との同一性の確認を行うとともに、次の各号に掲げる事項に従い、信用販売を行うものとする。
(1) 前条によりその使用を認められた車載端末機を用いて信用販売するものとする。なお、車載端末機を設置していないタクシーでは、信用販売できないものとする。
(2) 車載端末機が故障等何らかの理由で正常に使用できない場合、すべての信用販売につき、その都度当社に事前に連絡して承認番号を取得し、売上票に当該承認番号を記入したうえで、信用販売を行うものとする。
(3) 売上票の作成を含む、信用販売の手続きを行う場合には、当該手続きを会員の目が届かないような方法で行わないものとする。
(4) カード又は売上票が汚損若しくは破損している結果、車載端末機で読み取ることができない場合又は記載事項が不鮮明な売上票になる場合には、信用販売できないものとする。

第6条(売上票等の取扱い)

1. 加盟店は、加盟店契約に定める事項に加え、売上票へ次の各号に掲げる事項を記載するものとする。ただし、当社の承諾がある場合には、その一部を省略することができるものとする。
(1) 運送サービス利用代金及びその内訳
(2) 車両番号
(3) 乗務員名又は乗務員コード
(4) カード利用日及びその時刻
2. 加盟店は、当社から予め承諾を得たうえで、前項の売上票に代えて、車載端末機から出力される、当社所定の事項が記載されたカード利用書(端末機専用売上票)を使用することができるものとする。
3. 加盟店が当社に対し立替金を請求する場合に、当社が認めた売上データ等を作成し、売上票に代えて提出する場合は、加盟店は、売上票の原本を当該データ等の作成日から7年間保管するものとする。
4. 加盟店は、会員に関するタクシー利用記録(乗車記録)を作成するものとし、これを乗車日から7年間保管するものとする。
5. 加盟店は、当社から前二項に掲げる売上票・乗車記録等、売上に関する資料の提出を依頼された場合は、次の各号のとおり資料を提出するものとする。
(1) 取引発生後3ヶ月以内の売上については、1営業日以内
(2) 取引発生後3ヶ月を超える売上については、7営業日以内

第7条(立替金の返還等)

加盟店契約に定める事由のほか、加盟店が次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、当社は加盟店からの請求に対する立替金の支払を拒絶することができ、当社が当該立替金を支払済みの場合には、加盟店は、当社の選択により、当社の請求があり次第直ちに返還するか、加盟店に対して次回以降に支払う立替金総額から当該立替金を差引くことにより返還するものとする。
(1) 加盟店契約又は本特約に違反して信用販売したとき
(2) 会員以外の第三者がカードを利用したとき
(3) 加盟店より提出された売上票の売上に対し会員から利用の覚えがないとの申出があったとき

第8条(契約の解除)

加盟店契約に定める事由のほか、加盟店が次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、当社は、加盟店に対し、無催告で、直ちに本特約を解除できるものとする。
(1) 加盟店契約又は本特約に違反して信用販売を行ったとき
(2) 前条に違反して立替金の返還に応じなかったとき
(3) 加盟店契約その他本特約以外の加盟店・当社間で締結する契約のいずれか一つでも解除されたとき